

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 (大阪支部)

令和5年度大学給付奨学生(令和6年4月入学生・予約型)募集要項

大学生を対象とする奨学金給付は、公益財団法人日本教育公務員弘済会(以下「当会」という)の定款第4条に定める「青少年の健全な育成に資するため、有為の学生・生徒に対する奨学資金の給付」を行う事業です。令和5年度は、次のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、大学への進学及び修学の継続を支援します。

(2) 本事業が求める学生像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募(推薦)資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

- ①大阪府内の高等学校等の最終学年又は高等専門学校第3学年に在学し、全国の国公私立大学(通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外)に進学をめざす生徒としてします。

高等学校等は、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部(高等特別支援学校を含む)、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校としてします。

- ② 家庭の事情により学費支弁困難(同一生計の収入合計金額400万円未満)と認められる者としてします。

- ③ 修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長(准校長の推薦を受けた生徒(1校1名まで)としてします。

- ④ 在学期間における全体の学習成績の状況(評定平均値)が4.0以上の生徒、又は特別支援学校高等部にあつては校長が同程度の学力があると認める生徒としてします。

3. 募集人数 9名

4. 給付金額 奨学生一人に対し月額3万円を給付します。

5. 給付期間 在学する大学の正規の最短期間とし、上限を4年間とします。

(4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限)

6. 交付時期 奨学金は、入学後の5月・7月・10月・1月に3か月分ずつ奨学生名義の口座に振込みます。(5月は4月～6月分を振込む)

7. 募集期間

令和5年5月8日(月)～令和5年6月30日(金)まで(締切厳守・必着)

8. スケジュール

令和5年7月14日(金) 第一次選考を行います。

令和5年7月21日(金) 選考結果を支部長から在籍する校長に通知します。

第二次選考(面接)の日程等は第一次候補者及び学校に選考結果とともに連絡します。

令和5年8月下旬頃 第二次選考(面接)を行います(オンライン面接を含む)。

令和5年9月29日(金) 選考結果を支部長から在籍する校長に通知し、高等学校等において校長より生徒本人に採用内定通知書を手交します。

令和6年5月頃 大学の在学証明書により在学を確認した後、「採用決定書」を送付し送金を開始します(在学証明書が期日までに提出されない場合は、辞退されたものと見なします)。

**希望者は、5月19日(金)までに、進路指導室の松村または勇士に申し出てください。
(希望者が多い場合は、校内選考を行います)**